

## 敦賀市において建築確認申請をされる皆様へ

トラブルを防止し、スムーズな着工を実現するために、敷地・建築計画が以下の事項に該当する場合は、建築確認申請に先立ち、各窓口にご相談・協議をお願いします。

事 項	窓 口	備 考	
市道	市道路河川課 (0770-22-8134)	幅員をご確認ください。	
法定外公共物（里道）		公図をご確認ください。	
下水処理	市下水道課 (天筒浄化センター内) (0770-22-8146)	下水道・浄化槽・集落排水についてご確認ください。	
法定外公共物（水路）	市農務課 (0770-22-8131)	公図をご確認ください。	
農地		許可が必要です。	
埋蔵文化財	市文化振興課 (0770-22-8153)	着工の60日前までに届出が必要な場合があります。	
10戸以上の共同住宅	市清掃センター (0770-21-1153)	ゴミステーションの位置、容量、収集等の事前協議が必要です。	
3階以上かつ15戸以上の共同住宅	市総務課 (0770-22-8101)	「共同住宅建築計画書」の提出が必要です。	
高さ15m以上または4以上の階数の建築物	市都市政策課 (0770-22-8137)	土地利用調整条例に基づく届出が必要です。	
延べ面積500㎡以上の建築物		土地利用調整条例に基づき用途規制を行っています。	
高さ15m以上の工作物			
土地利用調整条例に基づく用途規制区域 (用途地域の指定のない区域・都市計画区域外)			
景観条例に基づく景観形成推進地区			博物館通り（相生町地区） お魚通り（蓬萊町地区） 神楽町1丁目商店街（門前町地区）
福井県屋外広告物条例に基づく設置許可			申請が必要な場合があります。
北陸新幹線のルート		市新幹線推進室 (政策推進課内) (0770-22-8111)	環境影響評価報告書環境図の閲覧ができます。

※ 提出された建築計画概要書および照会事項チェックリストにより土木事務所から敦賀市役所に照会を行います。上記事項に関する協議等をされていない場合や計画内容に疑義がある場合には、敦賀市役所担当部署からも問合せをさせていただきます。 ことがありますので、あらかじめご了承ください。